

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る支弁区分の決定に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県の特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金に係る支弁区分の決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって県民のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県 教育委員会

公表日

令和3年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律により、特別支援学校へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を交付する。 交付される経費の範囲は、保護者等の属する世帯の収入額により異なるため、所得に関する情報等により判定を行っている。
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の項番26 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> [実施する] <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び44条 2 情報照会の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条 ・福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	特別支援教育課 福島市杉妻町2-16 電話025-521-7780
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	特別支援教育課 福島市杉妻町2-16 電話025-521-7780

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月20日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番26	・番号法第9条第1項 別表第一の項番26 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第22条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条	事後	条例改正
平成28年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の項番26及び87 2 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の項番37	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番26及び87 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条及び44条 2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の項番37 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 ・福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第4条 ・福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則	事後	条例改正及び規則制定
平成28年10月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	特別支援教育課長 上妻 弘	特別支援教育課長 小檜山 宗浩	事後	時点修正
平成28年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	平成28年7月28日 時点	事後	時点修正
平成28年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月31日 時点	平成28年7月28日 時点	事後	時点修正
平成29年5月8日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	支弁区分情報ファイル	特別支援教育就学奨励費情報ファイル	事後	時点修正
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 特定個人情報ファイル名 いつ時点の計数か	平成28年7月28日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 特定個人情報ファイル名 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月20日	IV リスク対策		新設	事後	改正規則施行(平成31年1月1日)